

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の 変更について

このたび、平成 27 年 1 月 26 日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」に伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成 27 年 1 月 26 日実施）」（以下、「契約要綱」といいます。）を変更いたしました。

つきましては、契約要綱の変更概要を以下のとおりお知らせいたします。

頁数	変更箇所	変更内容
P4	・ 7（受給契約の成立および契約期間）	調達期間満了後の条件の明確化をしております。
P5 P18	・ 11（電力受給にともなう発電者の協力） ・ 附則 5（電力受給にともなう発電者の協力についての特別措置）	出力抑制のために必要となる機器の設置、費用の負担等の措置を講じていただく旨を規定しております。
P11 P11 P19	・ 22（電力受給の停止，制限または中止） ・ 23（損害賠償等） ・ 附則 6（損害賠償等についての特別措置）	出力抑制の扱いならびに補償の扱いを規定しております。
P13	・ 27（受給契約の解約等）	接続枠の解除の要件が明確化されたことに伴い、受給契約締結後 1 ヶ月以内に工事費負担金等が支払われない場合・特段の理由なく受給開始しない場合・認定が効力を失った場合に解約できる旨を規定しております。

以 上